# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

#### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、令和2年5月13日付けの一時扶助決定通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った一時扶助決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不 当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

# (1) 理由付記の不備の違法性・不当性

ア 法24条5項では、申請から2週間を超えて決定を通知する場合は、通知書にその理由を明示することを義務付けているので、処分庁は事前に決定が遅れる可能性を請求人に伝えたと主張するが、請求人にはそのような記憶はなく、また、それは通知書に理由を明示しない理由にはならず、事前に文書以外で通知しても法の要件は満たさない。

イ 本件申請は、賃貸契約の更新自体に必要な費用である本件

コンビニ手数料を含んだ費用の支給を求めた申請であると十分に認識できるものである。処分庁は、本件処分によって本件コンビニ手数料については却下したのにもかかわらず、本件処分通知書にその理由を記していない。

## (2) 本件コンビニ手数料の不認定の違法性・不当性

本件コンビニ手数料は、手数料をかけずに更新料を支払う方法があったにも関わらず請求人の判断で手数料を支払ったのではなく、本件コンビニ手数料を払わなければ保証会社の更新自体ができないことになってしまうので、本件コンビニ手数料は賃貸契約の更新自体に必要な費用である。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
令和3年3月2日	諮問
令和3年5月14日	審議(第55回第3部会)
令和3年6月10日	審議(第56回第3部会)

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得

る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項は、保護の種類として3号に住宅扶助を掲げ、 法14条は、住宅扶助は困窮のため最低限度の生活を維持する ことのできない者に対して、住居、補修その他住宅の維持のた めに必要なものの範囲内において行われるとしている。

### (2) 保護の変更、通知、理由付記

法24条9項で準用する法24条1項(以下、本項では準用する旨の記述は省略する。)は、保護の変更を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。

同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面(以下「通知文」という。)をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条 4 項は、通知文には、決定の理由を付さなければならないとしている。

同条 5 項は、同条 3 項の通知は、申請のあった日から 1 4 日 以内にしなければならないとし、扶養義務者の資産及び収入の 状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合に は、これを30日まで延ばすことができるとしている。ただし、同条6項は、保護の実施機関が、申請のあった日から14日以内に通知をしなかったときは、通知文にその理由を明示しなければならないとしている。

### (3) 契約更新料等

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(1)・クは、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、同・オにいう特別基準額(以下「特別基準額」という。)の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとする。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・88は、契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料の認定について、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとする。

「生活保護運用事例集 2 0 1 7」(平成 2 9 年 3 月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。)問 6 - 6 0 は、被保護者が居住するアパートの賃貸借契約の契約更新料を認定する場合の留意点について、契約更新料の範囲として、契約更新料に契約更新手数料、火災保険料及び保証人がいない場合の保証料を加えた範囲までを対象とするとし、更新料そのものには消費税がかからないが、仲介業務の手数料には、消費税がかかるため、手数料がある場合は、消費税を含めて特別基準額の 1 . 5 倍額の範囲内で支給するとしている。

### (4) 局長通知、課長通知及び運用事例集の位置づけ

局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9 第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として作成されたものである。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和2年4月24日、請求人は、本件申請書に、申請理由として「アパート保証料」とのみ記載し、請求金額が「10,000円」、支払期限日が「2020年5月17日」と記載された本件請求書の写しを添えて、処分庁宛てに提出したことが認められる。そして、同年5月13日、処分庁は、請求人に対して10,000円(本件更新料)の保護費を支給することを決定し(本件処分)、本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

そうすると、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、必要な額を認定して差し支えないとされ(1・(3))、契約更新料等としては、更新手数料、火災保険料、保証料について、やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとされている(同)ところ、処分庁が、請求人に対して、請求人の居住する借間の契約更新料等として本件更新料を支給する旨の本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分について違法がある旨 主張しているので、以下、これらの点について検討する。

#### (1) 理由付記の不備

ア まず、申請から2週間を超えて決定を通知する場合の理由 付記についてみる。 処分庁は、令和2年4月24日付けで請求人から提出された本件申請書類を受けて、令和元年5月13日、本件処分を行い、同日付けの本件処分通知書により請求人に通知しており、この通知は本件申請から19日後であることが認められる。

そうすると、法24条5項及び6項によれば、保護の実施機関は、申請のあった日から14日以内に、その決定を申請者に対して行わなければならず、14日以内に通知をしなかったときは、通知文にその理由を明示しなければならないとされているころ(1・(2))、本件処分通知書には、保護の種類として「更新料等」、支給金額として「10,000円」、そして、支給方法として「口座振込で支払います」との記載はあるものの、14日以内に通知しなかった理由が明記されていなかったことが認められる。

しかし、同条 5 項の趣旨が、「漏救、濫救に亘らぬよう適正な保護を実施するための調査を可能な限り敏速、的確に行い14日以内に早急に決定通知書を到達することに努め」ることにあることからすれば(小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用(復刻版)』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和60年、402頁参照)、その理由(同条6項)が明示されていなかったとしても、そのことから直ちに当該処分が違法又は不当になるとまでは解されない。

本件処分においては、①申請を受けてから本件処分を行うまでの間、4月末から5月初めの連休期間を挟んでいること、②本件更新料の支払期限である令和2年5月17日に間に合うように、処分庁が、同月15日に請求人の銀行口座に本件更新料に相当する額を振り込んでいることからすれば、本件処分通知書に同項の理由の明示がなかったことをもって、本

件処分を取り消す理由があるとまでは認めることはできない。 イ 次に、本件コンビニ手数料の不認定の理由付記についてみ る。

本件申請書には、申請理由として「アパート保証料」との み記載され、その金額は記載されていないことが認められる。 また、本件請求書には、請求金額が「10,000円」との 記載があり、更新保証料のご案内として、更新料の支払には、 更新料の額が10,000円の場合、110円のコンビニ取 扱手数料がかかる旨の案内がある(同)ことが認められる。

一方、本件処分通知書には、上記のとおり、保護の種類、 支給金額及び支給方法等の記載はあるものの、本件コンビニ 手数料の取扱いについては記載されていないことが認められ る。

そうすると、①本件申請書には「アパート保証料」とのみ記載され、請求人が申請した額は記載されていないこと、②本件更新料を支払う場合、本件コンビニ手数料がかかる旨の案内はあるものの、「アパート保証料」としては、本件請求書に請求金額が「10,000円」とのみ記載されていることからすると、本件コンビニ手数料についても請求人が請求したものと処分庁が判断しなければならないものとまではいえないから、本件処分のうち、本件処分通知書に、本件コンビニ手数料が支給されなかった理由が記載されていなかった部分について違法又は不当な点は認められない。

# (2) 本件コンビニ手数料の不認定

最後に、本件コンビニ手数料の不認定についてみる。

処分庁は、本件申請書類の提出を受けて、請求人に対して1 0,000円の保護費を支給することを決定し、本件コンビニ 手数料110円については支給していないことが認められる。 そして、局長通知第7・2・(1)・ク及び課長通知第7・88によれば、被保護者が居住する借家又は借間の契約更新等に際し必要となる契約更新料等について、「更新手数料、火災保険料、保証料」の認定について、必要やむを得ない場合には認定してもよいとされていること(1・(3))、運用事例集間6-60によれば、契約更新料の範囲として、契約更新料に「契約更新料、火災保険料及び保証人がいない場合の保証料」を加えた範囲までを対象としていること(同)からすると、契約更新料のほかに認定して差し支えないものは、限定列挙されいる更新手数料、火災保険料及び保証料のみと解するのが相当である。また、ここでいう更新手数料とは、運用事例集間6-60に「更新料そのものには消費税がかからないが、仲介業務の手数料については、仲介業務の手数料のことと解するのが相当である。

そうすると、本件コンビニ手数料は、本件更新料を振り込むために必要な費用ではあるとは認められるものの、仲介業務に係る更新手数料ではないことは明らかであるから、本件処分のうち、更新手数料としての支給金額を、本件コンビニ手数料が含まれない10,000円と認定し決定した部分に違法又は不当な点は認められない。

#### (3) 総括

したがって、請求人の上記各主張には、いずれも理由がない ものと認められる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 外山秀行、渡井理佳子、羽根一成